

1. 障害者自立支援法とは？

障害者に関する施策は、2003年4月に身体障害者、知的障害者、障害児に対する「支援費制度」の導入が決まり、従来の措置制度から大きく転換しました。しかし、支援費制度の導入によってサービス利用者が急増し、国と地方自治体の費用負担だけではサービス利用に対する財源確保が困難になっています。また、サービス提供に関して、これまで身体障害、知的障害、精神障害という障害種別ごとに縦割りで整備が進められてきたことから「格差」が生じ、事業体系がわかりにくい状況となっています。精神障害者は支援費制度にすら入っていない状況の改善が必要であることも指摘されていました。

さらに、各自治体のサービス提供体制と整備状況が異なり、全国共通のサービス利用ルールもないため大きな地域間格差も生まれています。結果的に、働く意欲のある障害者が必ずしもその機会を得られていないという状況も見えてきました。こうした制度上の問題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が2005年（平成17年）10月31日に成立し、翌2006年（平成18年）4月1日から順次施行されています。

2. 障害者自立支援法のポイント

1. 障害者施策を一元化

身体障害、知的障害、精神障害という障害の種類に関係なく、共通の仕組みによって共通のサービスが利用できるようになりました。

2. 利用者の利便性向上

サービス体系を見直して利用者がわかりやすく使いやすいものになりました。33種類に分かれていた施設体系が再編されています。

3. 就労支援の強化

働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保する支援の強化が進められています。

4. 支給決定のプロセスを明確化

全国共通のルールに従って、支援の必要度を判定する尺度(障害程度区分)を導入し、支給決定のプロセスを明確にしました。

5. 安定的な財源の確保

国の費用負担の責任を強化し(費用の2分の1を負担)、同時に、サービス費用をみんなで支えあう仕組み(原則として費用の1割負担)になりました。

3. 総合的な自立支援システムとは？

障害者自立支援法では、サービス利用者のニーズや障害の程度に応じてサービスが公平に提供されるようになりました。具体的には、サービスの給付体系を再編し、在宅でのサービス利用、通所で利用するサービス、入所施設サービスなど「障害福祉サービス」の中身をわかりやすく整理しました。こうしたサービスは、利用者へ個別給付される「自立支援給付」と呼ばれ、大きく分けて、

- (1) 介護給付
- (2) 訓練等給付
- (3) 自立支援医療
- (4) 補装具

などに分かれています。

そのほかに、地域生活支援事業があります。この事業は国や都道府県の財政支援を受けて市町村が行うサービスと都道府県が国の財政支援を受けて行うサービスです。サービスの内容は

- (1) 利用者の相談支援
- (2) 手話通訳などのコミュニケーション支援
- (3) 日常生活用具の給付・貸与
- (4) 移動支援
- (5) 地域活動支援センターの機能強化
- (6) 福祉ホーム
- (7) 居住支援
- (8) その他の日常生活または社会生活支援

が含まれています。

今回は、障害者自立支援においてどのようなサービスがあるのか、またその具体的内容について触れていきたいと思います。

以上